

多様な主体の協働による新たなまちづくり創出事業
「新たなまちづくり創出に係る調査」業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

多様な主体の協働による新たなまちづくり創出事業「新たなまちづくり創出に係る調査」業務委託（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 事業の趣旨

市民ニーズが複雑化、多様化する中で、人口減少等これまでに経験したことのない社会に対応するためには、効率性や合理性の追求といった従来の手法だけでは限界がある。

視座や経験、専門、資源など、異なる立場を持った、多様な市民の「対話」を通じた参加と協働や、企業、NPO、市民団体、大学、行政等、あらゆるセクター（分野や組織等）間の連携により、京都ならではのイノベーション（社会課題・地域課題の新たな解決策）が生み出される、新たなまちづくりを創出していく必要がある。

そのため、まちづくりに参加する主体の拡大と、まちづくりプラットフォーム（市においては「“みんなごと”のまちづくり推進事業」等）間の連携強化を図ることで、イノベーションが効果的に生み出されるよう、京都に係る民間のまちづくりプラットフォームや、イノベーションの事例調査を行う。

4 委託内容

(1) 調査戦略の策定

調査を開始するにあたり、調査対象候補（※別紙「調査対象候補の例示」参照）のまちづくりプラットフォーム等（支援機関、学術研究機関を含む）の基礎情報（名称、事業概要、対象分野、対象人数等）を収集し、調査対象候補を選定したうえ、調査スケジュール、調査項目、調査に係る人員体制等を策定する。また、地域イノベーションの先進事例に関する事例候補を選定する。

さらに、まちづくりに参加する主体の拡大と、まちづくりプラットフォーム間の連携強化、イノベーションが効果的に生み出されるよう、有効な仕組み（関係者を交えたワークショップの開催等）を取り入れた調査戦略を策定する。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、安全かつ効果的な調査手法を検討し、調査戦略を組み立てていくこと。

(2) 調査の実施

ア まちづくりプラットフォーム調査

(1)の調査戦略に基づき、まちづくりプラットフォーム等（支援機関、学術研究機関を含む）の調査を行う。調査にあたっては、ヒアリング手法（対面又はオンライン上でのヒアリング）等により、統一した調査項目を踏まえて聞き取りを行い、集計すること。

イ 地域イノベーションの先進事例調査

(1) の調査戦略に基づき、地域イノベーションの先進事例調査を行う。調査にあたっては、先進地への実地調査や京都への講師派遣（SDGs・市民協働推進担当が所管する他事業の公開講座の活用等）の手法等により、実施すること。

(3) 定期ミーティング

調査期間中は、必要に応じて定期ミーティング（月1回程度（対面又はオンライン））を実施し、調査の方向性確認や進捗報告（書面にて進捗概要を作成すること）を行うこと。

なお、定期ミーティングの際には、SDGs・市民協働推進担当の職員とともに、市民協働推進コーディネーターとの意見交換及び連携を図ること。

(4) 調査内容の広報

調査期間中は、調査の途中経過を専用ホームページ上で順次公開（見える化）し、広報していくこと。

(5) 構想案の策定

調査の実施結果を踏まえて、まちづくりに参加する主体の拡大と、まちづくりプラットフォーム間の連携強化、イノベーションが効果的に生み出されるような、仕組み構築に関する「構想案の中間案」を令和2年10月末までに作成すること。

また、「構想案の中間案」をブラッシュアップし、令和2年度末までに「構想案の最終版」を策定すること。

5 企画提案書の内容

本業務のプロポーザル参加、提案にあたっては、「4 委託内容」を踏まえて、効果的な「調査戦略」を立てて業務実施できるよう、具体的なまちづくりプラットフォームの調査対象候補を想定して明示することや、まちづくりに参加する主体の拡大、まちづくりプラットフォーム間の連携強化、イノベーションが効果的に生み出されるような手法の検討案など、必要な情報を盛り込んで企画提案すること。

6 業務終了報告書（実績報告書）の提出

本業務終了後30日以内に、本業務の実施内容がわかる書類を添付のうえ、業務終了報告書を提出すること。

7 業務実施スケジュール（予定）

令和2年	6月	契約締結，業務開始
	7月	「調査戦略」の策定（「構想素案」を盛り込む）
	8月	調査開始
	10月末	「構想案の中間案」策定，提出
令和3年	3月末	「構想案の最終版」策定，提出
	4月末	「業務終了報告書（実績報告書）」の提出

8 本業務を実施するうえで留意する点

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。

協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

【参 考】調査対象候補の例示

調査対象候補として、以下のプラットフォーム等（支援機関、学術研究機関を含む）を例示する。

<まちづくり系>

ア プラットフォーム

- ・京都をつなげる30人
- ・クロスセクターKYOTO
- ・まちづくりカフェ（各区役所・支所）
- ・NPO法人グローバル人材開発センター 等

イ 支援機関

京都市市民活動総合センター，京都市いきいき市民活動センター，京都市青少年活動センター，公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター，公益財団法人 京都市国際交流協会，公益財団法人京都地域創造基金 等

ウ 学術研究機関

- ・龍谷大学地域公共人材・制作開発リサーチセンター（LORC）
- ・日本ソーシャル・イノベーション学会（事務局：同志社大学）
- ・公益財団法人大学コンソーシアム京都 等

<企業系>

ア プラットフォーム

- ・京都市地域企業未来力会議
- ・Plug and Play Japan 等

イ 支援機関

京都市ソーシャルイノベーション研究所（SILK），engawaKYOTO，京都CSR推進協議会（CSR京都），地方独立行政法人 京都市産業技術研究所，公益財団法人 京都高度技術研究所（ASTEM），京都府産業支援センター，公益財団法人 京都産業21，一般社団法人 京都知恵産業創造の森 等